

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人愛恵会乳児院（以下、「本会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき定めるべき事項を規定する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とし、週に3日以上勤務する者をいう。
- (3) 兼務役員とは、職員と兼務する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員及び兼務役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬の総額)

第3条 定款第21条の理事及び監事に対する報酬の総額は、以下の通りとする。

- (1) 理事の報酬の総額（限度額） 年 400万円
- (2) 監事の報酬の総額（限度額） 年 150万円

(報酬等の額及び支給)

第4条 非常勤役員及び評議員には、以下の報酬の額及び費用の弁償額（利用する交通手段の種類にかかわらず）を支給することができる。

項目	執務内容	金額
報酬額	・理事会への出席	20,000円
	・評議員会その他法人内の会議への出席	10,000円
	・出張	
	・その他の執務	
	・監事監査	20,000円
費用弁償額		1,000円

- 2 同一日に複数の会議又は執務を行った場合は、全体を一回とみなし、さらにそれぞれに適用される報酬のうち最も高額な報酬の会議又は執務を行ったものとして、報酬及び費用弁償額を支払う。
- 3 第1項の報酬額は、源泉所得税を控除して支払う。
- 4 費用の実額が第1項の費用弁償額を超える場合は、実額を支払うことができる。

5 兼務役員の執務に対しては、法人職員の執務として取り扱うため、第1項の報酬額及び費用弁償額は支払わず、別に定める給与の規程並びに旅費交通費の規程を適用する。

6 第1項の報酬額、費用弁償額及び費用の実額は、会議及び執務に出席の都度これを現金で支払う。ただし、非常勤役員及び評議員に通知の上、1ヶ月を下回る一定の期間で集計し、その期間の総額を翌月までに本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(役員退任慰労金)

第5条 退任した役員には、退任慰労金として2万円に在任年数を乗じて得た額を支給する。

2 前項の在任年数に端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

3 第1項の在任期間に常勤職員であった期間がある場合は当該期間は算入しない。

4 評議員には、第1項の退任慰労金は支給しない。

5 第1項の退任慰労金は、源泉所得税を控除して支払う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成28年11月28日開催の理事会において承認され、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月29日開催の定時評議員会において承認された。

この規程は、2020年6月24日開催の定時評議員会にて一部改正、同日適用。